

ONE TEAMで取り組む地域の防犯

問 危機管理室

TEL 06-6992-1497

市と守口警察は、地域の皆さんと一体となって、犯罪のない安全安心なまちづくりを進めています。

市内の犯罪発生件数は、平成21年から平成30年までの10年間で約56パーセント減少し、治安の改善が大幅に進んでいます。これは、地域の皆さんと、市、守口警察が、「ONE TEAM」になり、力を合わせて安全安心なまちづくりのさまざまな取り組みを強力に進めてきた結果です。

1月10日は、110番の日。警察が、この日を110番の正しい使い方と呼びかけるための日と定めたものです。皆さんも、いま一度、日ごろから自分自身や家庭で取り組める防犯対策について考えてみましょう。



安全安心なまちづくりへの理解と関心を深めていただくため、多田危機管理監と守口警察笠原署長が対談を行いました。その内容をお伝えしながら、本市の地域防犯の取り組みを紹介します。

▽守口警察署と基本協定を締結！

【危機管理監】

本市では、平成30年3月に、大阪府守口警察署と「安全・安心なまちづくりに関する協定」を締結しました。

これにより、市と守口警察はより一層密接に連携し、従来から展開してきたさまざまな安全安心なまちづくりをさらに強固に推進しています。

▽市民の力も大きな支えに！

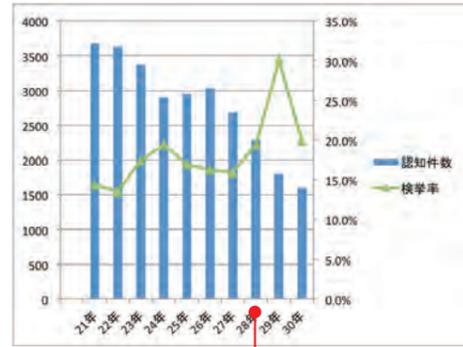
【危】市内では、長年にわたって、日ごろから地域の多くの人に見守り活動を行っていただいています。治安が飛躍的に向上した本市のいまの姿は、ボランティアとして活動いただいている市民の皆さんの、「自らのまちの安全は自ら守る」という熱い思いがあってこそです。深く感謝しています。また、守口警察の皆さんもそれに呼応し、昼夜を分かたぬパトロール活動などを行ってくださっています。こうした見守り活動により、市民の安全安心が図られています。

【守口警察署長】

また、守口警察では日ごろから通学路などのパトロールにも力を入れています。

子どもたちが絶対に犯罪に巻き込まれないようにとの強い決意を持って地域での犯罪の未然抑止に取り組んでいます。

▽防犯カメラが威力を発揮！



平成28年10月に1000台のカメラを設置

【危】市では犯罪の未然抑止を目的に平成28年に1000台の防犯カメラを設置しました。

「配備するなら市内をくまなく！」の西端市長の決断で、全ての町内に地域の皆さんのご理解を得て1000台設置できました。この取り組みが実を結び、地域での犯罪は大幅に減少し、治安は大いに改善されています。

【警】市内に1000台という府内で有数の防犯カメラを設置いただき、警察としても感謝しています。

防犯カメラは、市の許可を受けた守口警察の警察官のみが犯罪捜査に活用させてもらっており、活用にあたっては、守口警察と市の協定に基づき、データも厳格な取り扱いをし、個人情報の保護に万全を期しています。

▽特殊詐欺被害対策

【警】一方で特殊詐欺被害は深刻です。市内の特殊詐欺被害の件数も大きく増加しています。守口警察は、「特殊詐欺被害防止総合対策プラン」を守口市と共に策定し、特殊詐欺被害の撲滅のための総合対策を推進しています。

【危】高齢者を狙った犯罪で許すことはできません。市では、特殊詐欺被害対策として、市独自に電話通話の録音機器※650台確保し、市内の65歳以上の方がお住まいの世帯に無償で貸与しています。特殊詐欺被害にあわないために大変効果があります。第3次募集として1月31日(金)まで応募を受け付けています。高齢者世帯の皆さんは、ぜひこの機器を活用ください。市の消費生活センター(電話番号：06-6992-1337)で相談にあずかっています。

※自宅の固定電話に設置することで、着信時に「会話内容が自動録音されます」と警告アナウンスが発せられ、振り込め詐欺などの電話を抑止できる機器で、自身でも簡単な作業で取り付けできます。

【危・警】これからも、お互いに力を合わせ、また市民の皆さんにも力をいただき、「ONE TEAM」で安全安心のもりぐちのまちづくりに努力していきましょう!!

もりぐち児童クラブ利用案内

問 子育て支援課

TEL 06-6992-1647

本市では放課後に学校の施設を利用し、安全で安心な児童の居場所を設け、遊びを中心とした異年齢集団の交流活動などを通して、児童の健全育成を図るため、地域の協力を得ながら児童クラブ事業を全小学校・学園で実施しています。

児童クラブには「登録児童室」と「入会児童室」の2つの機能があります。詳しくは下記をご覧ください。

利用区分

▽登録児童室

1～6年生の児童(ただし、1人で身の回りのことができない児童や、パートナーの指示が守れない児童は保護者の同伴が必要)および保護者が同伴する3歳以上の幼児

▽入会児童室

1～3年生の児童で、放課後など保護者が就労または疾病その他の事由(月15日以上かつ、その状態が3カ月以上続く)で保護育成することができない児童

開設日および時間など

種別	利用区分	開設時間		利用料金	必要書類
登録児童室	月～金曜日	放課後～17:00		無料	登録児童室利用申請書
	土曜日 学校の休業日 (長期休業日など)	9:00～17:00			
入会児童室	【基本開設】月～金曜日	平日	放課後～17:00	児童1人あたり 月額4,900円	入会児童室利用申請書 および雇用証明書(疾病その他の事由の場合は、診断書など)
		学校の休業日 (長期休業日など)	8:00～17:00		
	【延長開設】月～金曜日	17:00～19:00		児童1人あたり 月額500円	
	【土曜日開設】土曜日	8:00～19:00		児童1人あたり 月額1,500円	

注 短縮授業など授業が早く終了する日は、授業が終了した時間から開室します。なお、開設日は日曜日、祝日、年末年始を除きます。

